○○商店街にぎわい回復事業実行委員会　会則

　（趣旨）

第1条　この会則は、「○○商店街にぎわい回復事業」の円滑な開催のため、実行委員会を設置することについて、必要な事項を定める。

　（名称）

　第2条　この委員会の名称は、○○商店街にぎわい回復事業実行委員会（以下「委員会」という。）

　（事務）

第3条　委員会の事務は次の通りとする。

　（１）　○○商店街にぎわい回復事業の実施に係る事業内容の連絡および調整並びに承認に関すること。

　（２）　その他○○商店街にぎわい回復事業の円滑な実施に必要なこと。

（組織）

第４条　委員会は次の役員を置く。

　（１）委員長　1名

　（２）副委員長　1名

　（３）監事　１名

（職務）

第５条　委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

３　監事は会計を監査する。

（任期）

第7条　委員会の委員の任期は、本会が解散するまでとする。ただし、特別な理由があるときはこの限りではない。

（事務局）

第8条　本会の事務所は、岐阜県○市◯町◯丁目◯番地におく。

（委員会の会議）

第9条　委員会の木阿木は、○○商店街にぎわい回復事業の実施に関する基本的な事項を決定する。

（委員会の招集等）

第10条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員の議長は委員長がこれに充てる。

３委員長は必要に応じ、委員以外の関係者に会議への出席を求めることができる。

（委員会の議決）

第14条　委員会は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。

（その他）

第15条　この会則に定めのない事項については、随時実行委員会が定める。

（附則）

第16条　この会則は令和２年◯月◯日から施行する。